

平成20年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	7.土木費	事業名	3.勝田台・長熊線整備費		
項	3.都市計画費	細事業名			
目	3.街路事業費	担当課・係	志津霊園対策室	(執行課: 志津霊園対策室)	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	財産収入								一般財源
要求額	2,100	5,575	要求	2,100								3,475
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策	多彩なふれあいが広がるまちづくり/生活基盤が充実したまちづくり/市内の東西を横断する勝田台・長熊線(志津霊園)							
	【勝田台・長熊線(志津霊園関連区間)道路開通に関する業務】	施策体系コード	05-02-01-10-50			事業番号	200-1			
	都市計画道路勝田台・長熊線(志津霊園関連区間)の建設に向けて、	総事業費	593,951千円			事業期間	平成18年度～平成22年度			
	勝田台・長熊線(志津霊園関連区間)建設基本計画に沿って、本昌寺墓地移転及び関連する諸問題を解決し、都市計画道路勝田台・長熊線(志津霊園関連区間)の整備を進めます。	年度別事業費	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
			4,230	28,516	4,091	292,829	264,285			

(事業実施に関する根拠法令)
 地方自治法、都市計画法、宗教法人法、墓地埋葬等に関する法律
 憲法、民法、民事訴訟法、民事調停法、民事執行法

< 事業に関する説明 >

<p>(事業の説明)</p> <p>志津霊園関連区間の道路用地である本昌寺墓地の移転と未買収地取得のため、本昌寺及び志津霊園5か寺との交渉を進める。</p> <p>また、佐倉市の損害回復を目指し、民事執行手続等の可否についてさらに検討を行う。</p> <p>歳出の主なもの、弁護士相談も含めた交渉旅費日当、事務的経費、損害回復に関する弁護士への相談日当及び業務委託料、勝田台・長熊線基金への平成19年同基金利子の積立となっている。</p>	<p>(事業の目的)</p> <p>佐倉市を東西に横断して国道16号線と国道51号線とを結び、主要幹線道路となっている勝田台・長熊線の全線開通を目指し、未開通部分である志津霊園関連区間の早期開通を図る。</p>	<p>(事業の効果)</p> <p>都市計画道路勝田台・長熊線(志津霊園関連区間)が、志津霊園本昌寺墓地移転等により開通すれば、都市間交通の円滑化による社会経済活動の活性化が図れるものと想定される。また、国道296号の混雑緩和と志津地区周辺の生活道路からの通過交通排除が行え、地区の安全性向上につながる。</p>
<p>(事業実施上の問題点)</p> <p>過去に佐倉市は補償金を支出したが、その補償金は目的外に使用され、また使途不明金の発生に至ったため移転事業が頓挫した。今後、移転事業を進めるためには、過去に支出した補償金について整理し、支出(移転代替地造成費用、墓地使用者補償費用等)について、市民の理解を得ていく必要がある。また、未買収地(約237㎡)の取得に向けて、過去に締結した協定書の見直しを含め、志津霊園5か寺との交渉を進める必要がある。</p>	<p>(前年度からの見直し点)</p> <p>交渉が中断している本昌寺及び本昌寺を含む志津霊園5か寺とは、引き続き道路の早期開通に向けて課題の解決策を検討し、市としての具体的方針、主張が決定した段階で、相手方との交渉に再度臨んでいく。</p>	<p>(見積についての特記事項)</p> <p>平成19年度中に、市の具体的方針が決定すれば、平成20年度以降に墓地移転補償費等、事業実施予算を計上していく予定である。</p>